

令和元年度の目標達成に向けた取組みについて

1 年間計画における主な取組み

	概 要
I 未然防止	制度周知の徹底など、「債権の発生そのもの」について未然防止するための取組み 例) 各区が収入申告書を徴取しているか確認するとともに、必要に応じて指導を行う（生活保護法返還金・徴収金） 新規事業者向け説明会等における指導やウェブサイトでの情報発信（介護給付費・訓練等給付費返還金）
II 発生抑止	口座振替の勧奨など、納期内納付を促し、未収金の発生を抑止する取組み
III 催 告	未収金が発生した際に速やかに督促を行うとともに、文書や電話等による催告を行い、未収金を圧縮する取組み
IV 処 分	催告を行っても納付がなされない場合に、滞納処分や強制執行により未収金の圧縮を図る取組み
V 整 理	未収金の回収が困難であると認められる場合に、処分停止や徴収停止、債権放棄によって未収金の圧縮を図る取組み 例) 無資力による債権放棄の適用基準の検討（生活保護法返還金・徴収金）
VI そ の 他	組織体制の整備や研修によるノウハウの向上、システム改善など職員のスキルアップや事務効率の改善等を図る取組み

2 年間計画遂行のための各局の主な取組み

- ・健康福祉局及び子ども青少年局にそれぞれ配置された債権管理の指導を担う主査が、区役所民生子ども課・支所区民福祉課への指導・支援を実施する
- ・子ども青少年局において、令和元年7月に児童福祉債権管理嘱託員を8区の民生子ども課に配置して全区配置となった

3 財政局の取組み

- ・増加債権等に係る経理担当課への指導・助言
- ・処理困難事案の相談受付